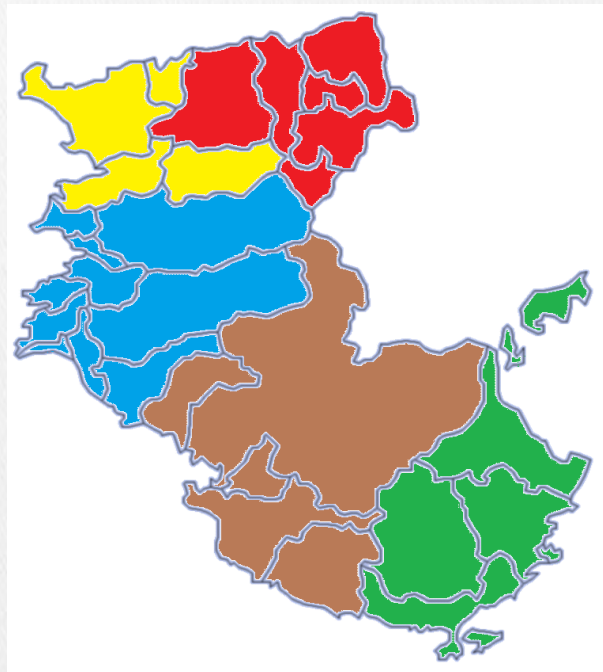


# 建設工事における 労働災害の発生状況等について



和歌山労働基準監督署

ながらスマホ  
禁止



DO NOT USE PHONE  
WHILE WALKING

ふみはずし  
注意



CAUTION  
STEP DOWN



1 県内の労働災害について

1-1 令和7年の労働災害による休業4日以上之死傷者数は、8月末速報値で677人であり、そのうち3人が亡くなっています。

(休業4日以上、内 死亡災害( ) )

| 業種<br>対象年 | 令和7年       | 令和6年       | 増減数         |
|-----------|------------|------------|-------------|
| 製造業       | 140<br>(1) | 154<br>(0) | -14<br>(+1) |
| 建設業       | 71<br>(1)  | 56<br>(2)  | +15<br>(-1) |
| 運輸交通業     | 83<br>(0)  | 66<br>(1)  | +17<br>(-1) |
| 農林業       | 47<br>(0)  | 38<br>(1)  | +9<br>(-1)  |
| 保健衛生業     | 101        | 104        | -3          |
| その他の業種    | 235<br>(1) | 225<br>(3) | +10<br>(-2) |
| 合計        | 677<br>(3) | 660<br>(5) | +17<br>(-2) |

新型コロナを除いた数値です。

全体で17人の増加となっていますが、死亡災害は2人減少しております。

1－2 災害程度別発生状況

県内における建設業における休業4日以上之死傷者数は71人であり、そのうち和歌山署管内では33人となっています。

| 休業日等<br>管轄 | 4日<br>以上 | 2週<br>未満 | 2週<br>以上 | 1月<br>未満 | 1月<br>以上 | 3月<br>未満 | 3月<br>以上 | 6月<br>未満 | 6月<br>以上 | 死亡 | 計 |
|------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----|---|
| 和歌山県       | 8        | 17       | 26       | 15       | 4        | 1        | 71       |          |          |    |   |
| 和歌山署       | 4        | 7        | 13       | 7        | 1        | 1        | 33       |          |          |    |   |

1－3 和歌山署管内での工事別、発注者別の災害発生状況

「その他」は、自社の資材置場、資材の輸送中等での災害を分類しています。

「その他建設業」は、電気工事、機械器具設置工事となります。

|     | 発注者別   | 国・<br>公団 | 県・市<br>町村 | 民間 | その他 | 合計 |
|-----|--------|----------|-----------|----|-----|----|
| 工事別 | 土木工事業  |          | 4         | 3  | 5   | 12 |
|     | 建築工事業  |          |           | 12 | 7   | 19 |
|     | その他建設業 |          |           |    | 2   | 2  |
|     | 合計     |          | 4         | 15 | 14  | 33 |

最近の災害の傾向

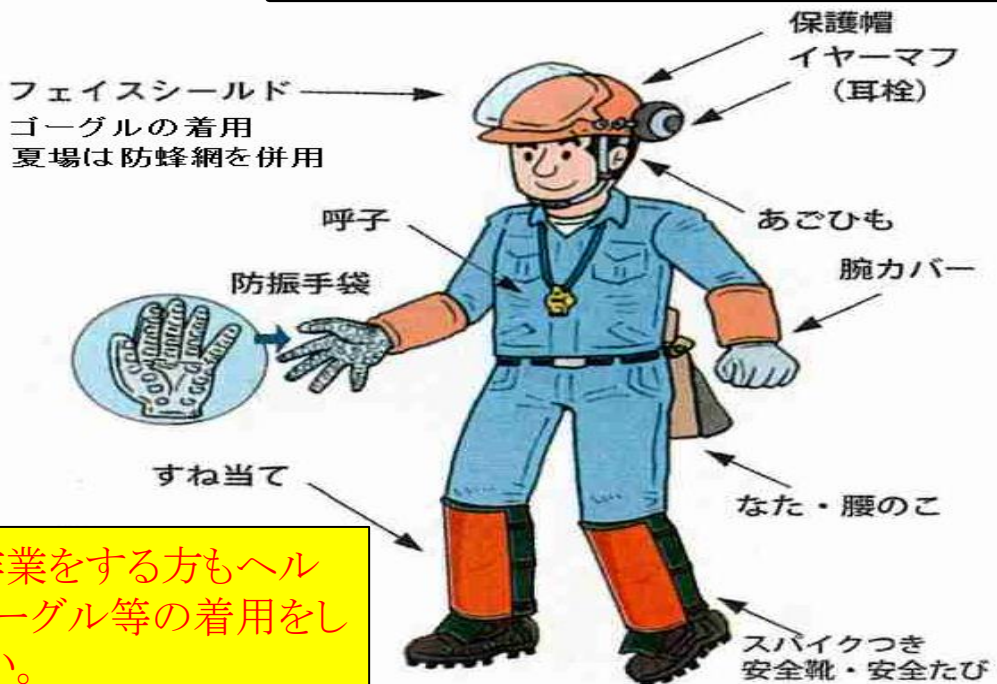
自社の資材置場、資材の積込積卸、での災害が増えています。

季節的に気温の変化が大きいので体調管理をお願いします。



## 2 刈払機について 2-1服装について

作業は、教育を受けた者で行う。  
H12. 2. 16付け基発第66号による。



周辺で作業をする方もヘルメット、ゴーグル等の着用をしてください。

## 2-2種類について



肩掛け式Uハンドル



肩掛け式ツוגリップ



背負い式

肩掛けバンドの金具につるし、Uハンドルを握り操作する。

肩掛けバンドにつるし操作桿のグリップを両手で持って操作する。

肩掛けバンドにつるし操作桿のグリップを両手で持って操作する。(エンジン部を背中で背負っているので腕の負担は軽減する。)

必ず肩ベルトを装着してください。

体を軸にして、作業を行うので腕の負担がへります。  
「竹ぼうき」のように立てて作業を行わない。  
足を切ってしまいます！

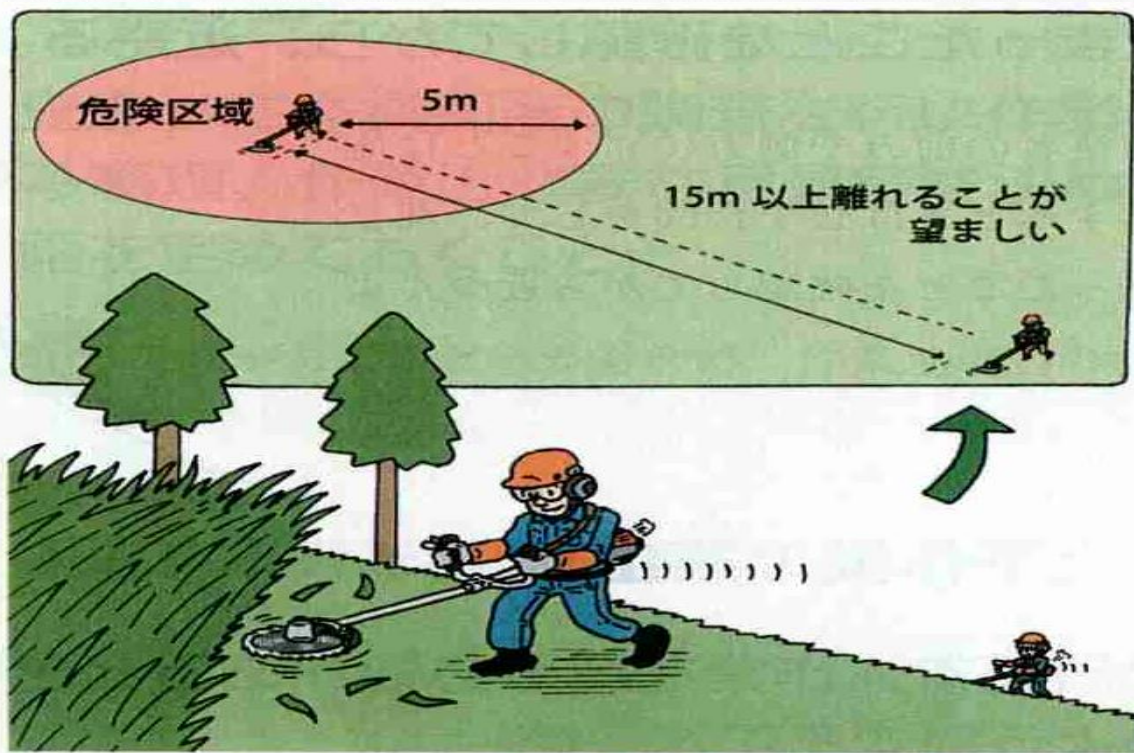


## 2-3 作業について

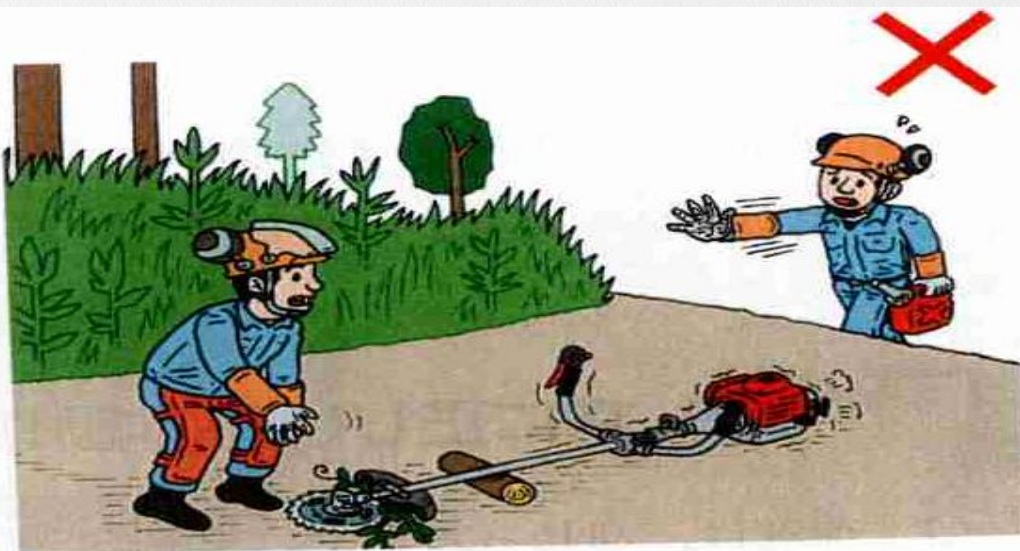
近接作業の禁止

傾斜地での降り作業、上下作業の禁止

傾斜地では右側を山側にして移動して刈り進む



刈刃への接触防止



キックバック(反発)の防止





2-4作業計画

必ず刈払機等の点検整備をしてください。  
体調の管理を行ってください。  
作業の割り振り、連絡、指示系統を確認してください。  
資格の確認を行ってください。

様式

作業計画書 【刈払機作業】

作成年月日 年 月 日

|       |   |
|-------|---|
| 事業者名  | ⑩ |
| 計画作成者 |   |

|                  |                      |                                                                                                                                                                                                                        |    |    |     |     |
|------------------|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|-----|-----|
| 事業場名称（現場・団地）     |                      |                                                                                                                                                                                                                        |    |    |     |     |
| 作業場所             |                      |                                                                                                                                                                                                                        |    |    |     |     |
| 作業班名（作業責任者名・連絡先） |                      |                                                                                                                                                                                                                        |    |    |     |     |
| 作業期間             |                      | 自 年 月 日 ～ 至 年 月 日                                                                                                                                                                                                      |    |    |     |     |
| 使用機材名称等          |                      | 具体的名称                                                                                                                                                                                                                  | 能力 | 台数 | 所有者 | 操作者 |
| No.1             |                      |                                                                                                                                                                                                                        |    |    |     |     |
| No.2             |                      |                                                                                                                                                                                                                        |    |    |     |     |
| 事前把握             | 選任・指名                | 作業指揮者名                                                                                                                                                                                                                 |    |    |     |     |
|                  |                      | 誘導者名                                                                                                                                                                                                                   |    |    |     |     |
|                  | 合図の方法                | 手・笛・旗・無線・その他（ ）                                                                                                                                                                                                        |    |    |     |     |
|                  | 危険範囲の立入り禁止措置         | 監視人・バリケード・トラロープ・カラーコーン・標識                                                                                                                                                                                              |    |    |     |     |
|                  | 地形                   | 平地・傾斜（ ° ）・段差地・作業面（ 広い・狭い ）                                                                                                                                                                                            |    |    |     |     |
| 把握               | 地質                   | 硬岩・軟岩・礫・砂礫・シルト・粘性土・泥炭                                                                                                                                                                                                  |    |    |     |     |
|                  | 支障・埋設物等の保護           | 支障物（ 有 離れ m ・ 無 ）・埋設物等（ 有 m ・ 無 ）<br>防護方法（ ）                                                                                                                                                                           |    |    |     |     |
|                  | 作業形態（上下）             | 有・無（具体的指示事項： ）                                                                                                                                                                                                         |    |    |     |     |
| 事項               | 作業形態（近接）             | 有・無（具体的指示事項： ）                                                                                                                                                                                                         |    |    |     |     |
|                  | 緊急連絡先の記載             |                                                                                                                                                                                                                        |    |    |     |     |
|                  | 安全対策の確認<br>（該当欄に☑表示） | 服装等 <input type="checkbox"/> 防振手袋 <input type="checkbox"/> すね当て <input type="checkbox"/> 安全靴 <input type="checkbox"/> 保護帽 <input type="checkbox"/> フェイスシールド <input type="checkbox"/> 呼子<br><input type="checkbox"/> 耳栓 |    |    |     |     |
|                  | ※該当項目の☑箇所<br>は作業前に確認 | 作業環境等の種類 <input type="checkbox"/> 強風 <input type="checkbox"/> 大雨 <input type="checkbox"/> 大雪 <input type="checkbox"/> 雷 <input type="checkbox"/> 熱中症 <input type="checkbox"/> 害虫 <input type="checkbox"/> 害獣<br>指示事項 ⇒ |    |    |     |     |

作業場所、作業範囲及び作業手順の展開図

○作業機材等の搬入経路、仮置き場所、作業開始位置、作業終了位置、作業指揮者及び誘導者位置、安全通路、立入禁止区域などを記入する。

|                                        |
|----------------------------------------|
| 【周知の記録】<br>当作業計画書に従って作業します。 年 月 日 （署名） |
|----------------------------------------|



記入例

様式

作業計画書【刈払機作業】

(記載例)

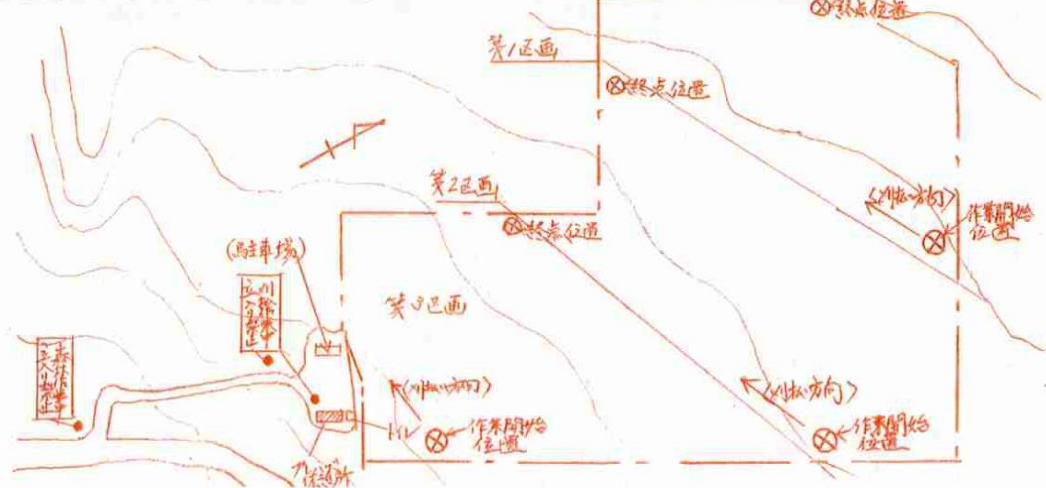
作成年月日〇〇年 7月 1日

|       |               |   |
|-------|---------------|---|
| 事業者名  | △△森林組合        | 印 |
| 計画作成者 | 森林整備係長 林材 森太郎 |   |

|                   |                     |                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |    |     |          |
|-------------------|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|----|-----|----------|
| 事業場名称 (現場・団地)     |                     | 〇〇〇地区 B区森林保全事業                                                                                                                                                                                                                                                             |        |    |     |          |
| 作業場所              |                     | 〇〇〇郡〇〇市〇〇町 〇〇地区                                                                                                                                                                                                                                                            |        |    |     |          |
| 作業班名 (作業責任者名・連絡先) |                     | 森林整備係長 林材 森太郎<br>電話 000-888-0808 携帯電話 000-8888-0808                                                                                                                                                                                                                        |        |    |     |          |
| 作業期間              |                     | 自 〇〇年 7月 20日 ~ 至 〇〇年 7月 25日                                                                                                                                                                                                                                                |        |    |     |          |
| 使用機材名称等           |                     | 具体的名称                                                                                                                                                                                                                                                                      | 能力     | 台数 | 所有者 | 操作者      |
| No.1              | 刈払機                 | SRE3600 (チップソー255mm)                                                                                                                                                                                                                                                       | 34.0mL | 3  | 社有  | 桜山・松山・桃川 |
| No.2              |                     |                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |    |     |          |
| 選任・指名             | 作業指揮者名              | 桜山二郎                                                                                                                                                                                                                                                                       |        |    |     |          |
|                   | 誘導者名                |                                                                                                                                                                                                                                                                            |        |    |     |          |
| 事                 | 合図の方法               | 手・ <u>笛</u> ・旗・無線・その他 ( )                                                                                                                                                                                                                                                  |        |    |     |          |
| 前                 | 危険範囲の立入り禁止措置        | 監視人・ <u>バリケード</u> ・トラロープ・カラーコーン・ <u>標識</u>                                                                                                                                                                                                                                 |        |    |     |          |
|                   | 地形                  | <u>平地</u> ・ <u>傾斜</u> ( 5° )・段差地・作業面 ( <u>広い</u> ・狭い )                                                                                                                                                                                                                     |        |    |     |          |
| 地                 | 地質                  | 硬岩・軟岩・礫・ <u>砂礫</u> ・シルト・粘性土・泥炭                                                                                                                                                                                                                                             |        |    |     |          |
| 把                 | 支障・架空線等の保護          | 支障物 ( 有 離れ m・ <u>無</u> )・架空線等 ( 有 離れ m・ <u>無</u> )<br>防護方法 ( )                                                                                                                                                                                                             |        |    |     |          |
| 握                 | 作業形態 (上下)           | 有・ <u>無</u> ( 具体的指示事項 : )                                                                                                                                                                                                                                                  |        |    |     |          |
|                   | 作業形態 (近接)           | <u>有</u> ・無 ( 具体的指示事項 : 育成林下刈り作業3区画にて開始場所指定 )                                                                                                                                                                                                                              |        |    |     |          |
| 事                 | 緊急連絡先の記載            | 携帯電話 000-0000-8888                                                                                                                                                                                                                                                         |        |    |     |          |
| 項                 | 安全対策の確認 ( 該当欄に☑表示 ) | 服装等 <input checked="" type="checkbox"/> 防護衣 <input checked="" type="checkbox"/> 防振手袋 <input checked="" type="checkbox"/> 安全靴 <input checked="" type="checkbox"/> 保護帽 <input checked="" type="checkbox"/> フェイスシールド <input checked="" type="checkbox"/> 呼び耳栓                 |        |    |     |          |
|                   | ※該当項目の☑箇所は作業前に確認    | 作業環境等の種類 <input type="checkbox"/> 強風 <input type="checkbox"/> 大雨 <input type="checkbox"/> 大雪 <input type="checkbox"/> 雷 <input checked="" type="checkbox"/> 熱中症 <input checked="" type="checkbox"/> 害虫 <input type="checkbox"/> 害獣<br>指示事項 ⇒直径8cmを越えるかん木の刈払禁止、日除け管理、補水液の携行 |        |    |     |          |

作業場所、作業範囲及び作業手順の展開図

○作業機材等の搬入経路、仮置き場所、作業開始位置、作業終了位置、作業指揮者及び誘導者位置、安全通路、立入禁止区域などを記入する。



【周知の記録】

当作業計画書に従って作業します。 〇〇年 7月00日 (署名)



### 3 災害防止活動

- ① 声かけ、あいさつをしよう。  
おはようございます。こんにちは。お疲れさま。  
すみませんでした。よろしくお願いします。
- ② 服装  
作業着の破れ、ボタンの外れがない清潔な作業着を着用する。  
荷台、高所での作業は、ヘルメット（墜落、転落用）を着用する。重量物を扱う時は安全靴等作業に適した物を履く。
- ③ 安全衛生教育、資格の取得  
雇い入れ時の教育を実施する。  
玉掛技能講習、足場の組立特別教育等の必要な資格を確認し有資格者に作業を行わせる。  
**リスクアセスメント、PDCAの実施**
- ④ 作業について  
共同作業  
指示者を決め、手順、役回り退避場所の確認を行う。  
説明は詳しく、相手の理解度を確認する。  
言葉だけではなく、文書、挿絵での説明を行う。  
単独作業  
単独作業は、注意し管理者は見回りを行う。  
定期的に同僚、管理者へ連絡させる。  
**\* 一人親方、下請事業者について保護措置が義務付けられました。**  
**現場は1つ、自身、仲間は安全に！**
- ⑤ 健康管理  
定期健康診断を受けましょう。  
健診項目で、有所見は注意！改善しましょう。  
労働者数50人以上の職場ではストレスチェックが義務となり、50人未満では努力義務となっております。  
**あらゆるハラスメントの禁止！**  
**個人を大切にする社会となっております。**



# 4 法改正について

トラック荷台からの墜落防止について強化されます。2t積車から義務です！

テールゲートリフターの操作には特別教育が必要です！

一側足場の使用範囲の明確化

足場の点検者の指名が必要です。

点検者の氏名の記録・保存が必要です。

建設業の労働時間の上限規制

基本的には時間外労働は月45時間 年360時間となる。

臨時的特別な事情の場合の規制が設けられます。

ただし、災害時における復旧工事及び復興の事業は一部適用なし

**トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます。**



労働安全衛生規則（以下「安衛則」といいます）が改正され「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられました。  
特別教育については令和6年2月から、それ以外の規定は令和5年10月から施行されます。

**改正のあらまし**

- 1 昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車（範囲）が拡大されます  
これまで最大積載量 5トン以上の貨物自動車を対象としておりましたが、新たに最大積載量 2トン以上5トン未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務づけられます（一部例外あり）。
- 2 テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます  
テールゲートリフターの操作者に対し、学則教育・時間、実技教育 2 時間の安全衛生に係る特別教育を行うことが必要になります。
- 3 運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます  
運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合において、原動機の停止義務が除外されます。なお、その際の運転位置は変更は引き続き必要です。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

**足場からの墜落防止措置が強化されます**

●改正労働安全衛生規則 令和5年10月1日から順次施行●



厚生労働省では足場に関する法定の墜落防止措置を定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置を強化しました。令和5年10月1日（一部規定は令和6年4月1日）から順次施行します。

**改正のあらまし**

- 1 一側足場の使用範囲が明確化されます  
幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。
- 2 足場の点検時には点検者の指名が必要になります  
作業を及ぼす文書が足場の点検（つり足場を含む）を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。
- 3 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります  
足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。

また、労働災害防止対策を確実に実施するため、安全衛生経費については適切に確保してください。

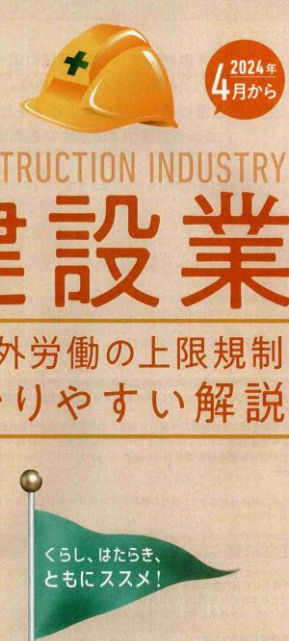
厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

**2024年4月から**

CONSTRUCTION INDUSTRY

**建設業**

時間外労働の上限規制  
わかりやすい解説



くらし、はたらき、ともにスヌメ！

厚生労働省 都道府県労働局 労働基準監督署

建設業については、時間外労働の上限規制の適用が除外されていますが、2024年4月から建設業にも上限規制が適用されます。



一人親方、下請事業者等について保護措置が義務付けられました。



マスク、手袋等、立入禁止等の周知、対応

## 熱中症対策

WBGT28度以上又は気温31度以上の環境 連続1時間以上、1日4時間を超えて実施する業務では、対策が必要です。



熱中症が発生した時の

体制整備・

手順作成・

関係者への周知・

事業者・一人親方の皆さまへ

2025年4月から事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、以下の1、2を対象とする保護措置が義務付けられます

- 1 危険箇所等で作業に従事する労働者以外の人
- 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等

労働安全衛生法に基づく省令改正により、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、必要な措置（※）を実施することが事業者にも義務付けられます。

※ 労働安全衛生法第20条、第21条及び第25条、第25条の2に関して定められている以下の4つの省令で、作業場所に起因する危険性に対処するもの（退避、危険箇所への立入禁止等、火気使用禁止、悪天候時の作業禁止）について事業者が実施する措置が対象です。

・労働安全衛生規則 ・ボイラー及び圧力容器安全規則 ・クレーン等安全規則 ・ゴンドラ安全規則

### 法令改正等の主な内容

#### 1 危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象範囲を、作業場で何らかの作業に従事する全ての者に拡大

危険箇所等で作業を行う場合に、事業者が行う以下の措置については、同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）も対象にすることが義務付けられます。

- 労働者に対して危険箇所等への立入禁止、危険箇所等への搭乗禁止、立入等が可能な箇所の限定、悪天候時の作業禁止の措置を行う場合、その場所で作業を行う労働者以外の人にもその対象とすること
- 喫煙等の火気使用が禁止されている場所においては、その場所にいる労働者以外の人についても火気使用を禁止すること
- 事故発生時等に労働者を退避させる必要があるときは、同じ作業場所にいる労働者以外の人にも退避させること

#### 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知の義務化

危険箇所等で行う作業の一部を請負人（一人親方、下請業者）に行わせる場合には、以下の措置が義務付けられます。

- 立入禁止とする必要があるような危険箇所等において、例外的に作業を行わせるために労働者に保護具等を使用させる義務がある場合には、請負人（一人親方、下請業者）に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知すること

今回の改正で請負人への保護具等の使用に係る周知が義務付けられるのは、立入禁止とする必要があるような危険箇所等で例外的に作業を行わせる場面に限られますが、それ以外の場面であっても、  
① 作業に応じた適切な保護具等を労働者に使用させることが義務付けられている場面  
② 特定の作業手順や作業方法によって作業を行わせることが義務付けられている場面  
については、事業者が作業の一部を請け負わせた請負人に対して、保護具等の使用が必要である旨や、特定の作業手順、作業方法によらなければならない旨を周知することが推奨されます。

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署

2024年4月作成

「令和7年6月1日に改正労働安全衛生規則が施行されます」

## 職場における熱中症対策の強化について

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

### 熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

#### 職場における熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが

「初期症状の放置・対応の遅れ」

#### 早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果을 上げている対策を参考に、

現場において

死亡に至らせない  
(重篤化させない)ための  
適切な対策の実施が必要。

#### 基本的な考え方



#### 現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者にも義務付けられます。

1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場近況やバディ制の活用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めます。

2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。  
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとする。





今年も残り3か月となりましたが、  
ぜひ無災害をお願いします。

日々安全で健康に！

地図に残り、人々の暮らしを  
豊かにする道路等の公共物の  
建設、維持管理にこれからも  
よろしくをお願いします。



(令和7年8月末速報)

和歌山労働局

※死亡は、内数



# 令和7年 死亡災害発生状況（令和7年8月末日速報）

和歌山労働局

| 死亡累計 | 署   | 発生月 | 事業の種類 | 事故の型       | 起因物      | 年齢層  | 職種  | 経験区分           | 災害発生状況                                                                                                 |
|------|-----|-----|-------|------------|----------|------|-----|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1    | 和歌山 | 4月  | 土木工事業 | 激突され       | ドラグ・ショベル | 50歳台 | 作業員 | 10年以上<br>15年未満 | 設備撤去工事中、ドラグ・ショベルの旋回レバーに服が引っ掛かっている状態である事に気付かず、バケットを動かそうと安全レバーを操作したため、ドラグ・ショベルが急に旋回し、当該バケットが被災者に激突したものの。 |
| 2    | 御坊  | 4月  | 製造業   | 飛来・落下      | 荷        | 50歳代 | 作業員 | 1年以上<br>2年未満   | フォークリフトで約2トンの銅線の塊を持ち上げ切断していたところ、銅線が落下し、被災者がその下敷きになったもの。                                                |
| 3    | 和歌山 | 5月  | 鉱業    | はさまれ・巻き込まれ | コンベア     | 50歳代 | 作業員 | 30年以上<br>40年未満 | 碎石搬送ベルトコンベアが停止したので、不具合の確認のためベルトコンベアの上によって確認作業中、突然ベルトコンベアが逆方向に動き出し、巻き込まれたもの                             |



# トラックでの荷役作業時における 安全対策が強化されます。



労働安全衛生規則（以下「安衛則」といいます）が改正され「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられました。

特別教育については令和 6 年 2 月から、それ以外の規定は令和 5 年 10 月から施行されます。

## 改正のあらまし

1

昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大されます

これまで最大積載量 5 トン以上の貨物自動車を対象としておりましたが、新たに最大積載量 2 トン以上 5 トン未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務づけられます（一部例外あり）。

2

テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

テールゲートリフターの操作者に対し、学科教育 4 時間、実技教育 2 時間の安全衛生に係る特別の教育を行うことが必要になります。

3

運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます

運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合において、原動機の停止義務が除外されます。なお、その他の逸走防止措置は引き続き必要です。





## ● 昇降設備について（安衛則第 151 条の 67 関係）

荷を積み卸す作業を行うときに、昇降設備の設置義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が 5 トン以上のものに加え、2 トン以上 5 トン未満のものが追加されます。

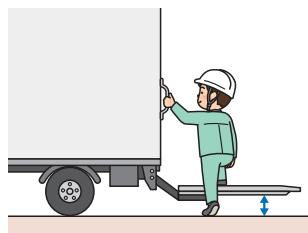
「昇降設備」には、踏み台等の可搬式のもののほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップ等が含まれます。なお、昇降用ステップは、できるだけ乗降グリップ等による三点支持等により安全に昇降できる形式のものとするようにしてください。

○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

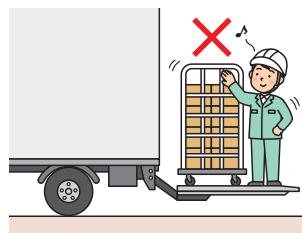
|                               | 2t 未満 | 2t 以上 5t 未満 | 5t 以上 | 備 考                                                                     |
|-------------------------------|-------|-------------|-------|-------------------------------------------------------------------------|
| 床面から荷の上<br>又は荷台までの<br>昇降設備の設置 | △     | ●           | ○     | 高さ 1.5m を超える箇所で作業を行うときは、安衛則第 526 条第 1 項の規定に基づき、原則として昇降設備の設置が義務付けられています。 |

※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

### 【テールゲートリフターをステップとして使用する場合の留意事項】



テールゲートリフターを昇降設備として使用する場合は、中間位置で停止させてステップとして使用してください。



原則として、テールゲートリフターの昇降時には、労働者を搭乗させてはいけません。

※詳細についてはメーカー取扱説明書をご参照ください。

## ● 保護帽について（安衛則第 151 条の 74 関係）

荷を積み卸す作業を行うときに、労働者に保護帽を着用させる義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が 5 トン以上のものに加え、以下のものが追加されます。

- ① 最大積載量が 2 トン以上 5 トン未満の貨物自動車であって、荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの（平ボディ車、ウイング車等）。
- ② 最大積載量が 2 トン以上 5 トン未満の貨物自動車であって、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターを使用せずに荷を積み卸す作業を行う等の場合は適用されません）。

保護帽は、型式検定に合格した「墜落時保護用」のものを使用する必要があります。

○：現行の規則、●：新設、△：望ましい措置

|                               | 2t 未満 | 2t 以上 5t 未満                | 5t 以上 | 備 考                                                                  |
|-------------------------------|-------|----------------------------|-------|----------------------------------------------------------------------|
| 墜落による危険を<br>防止するための<br>保護帽の着用 | △     | ●<br>(上記①②)<br>△<br>(上記以外) | ○     | 高さ 2m 以上の箇所で作業を行うときは、安衛則第 518 条の規定に基づき、墜落による危険を防止するための措置を講じる必要があります。 |

※荷の積み卸しを伴わない作業については、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインにおいて、昇降設備の設置や墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することとされています。

2

テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

R6.2.1  
施行

荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作<sup>※</sup>の業務を行う労働者に対し、以下の科目、時間について特別教育を実施する必要があります。

また、特別教育を行ったときは、事業者において受講者、科目等の記録を作成し、3年間保存する必要があります。

※「テールゲートリフターの操作」には、稼働スイッチの操作のほか、キャストーストッパー等を操作すること、昇降板の展開や格納の操作を行うこと等が含まれます。

|      | 科 目                   | 範 囲                                                  | 時 間    |
|------|-----------------------|------------------------------------------------------|--------|
| 学科教育 | テールゲートリフターに関する知識      | ・テールゲートリフターの種類、構造及び取扱い方法<br>・テールゲートリフターの点検及び整備の方法    | 1.5 時間 |
|      | テールゲートリフターによる作業に関する知識 | ・荷の種類及び取扱い方法<br>・台車の種類、構造及び取扱い方法<br>・保護具の着用<br>・災害防止 | 2 時間   |
|      | 関係法令                  | ・労働安全衛生法令中の関係条項                                      | 0.5 時間 |
| 実技教育 | ・テールゲートリフターの操作の方法     |                                                      | 2 時間   |

【一部省略できる者】

- ① 施行の日時点において6月以上の業務従事歴を有する者は以下の時間とすることができます。  
テールゲートリフターに関する知識⇒45分以上で可    テールゲートリフターによる作業に関する知識⇒省略不可  
関係法令⇒省略不可    テールゲートリフターの操作の方法⇒1時間以上で可
- ② 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく教育を実施した者は以下のとおり省略できます。  
テールゲートリフターに関する知識⇒省略可    テールゲートリフターによる作業に関する知識⇒省略可  
関係法令⇒省略不可    テールゲートリフターの操作の方法⇒省略不可
- ③ 陸上貨物運送事業労働災害防止協会による「ロールボックスパレット及びテールゲートリフター等による荷役作業安全講習会」を受講した者は以下のとおり省略できます。  
テールゲートリフターに関する知識⇒省略不可    テールゲートリフターによる作業に関する知識⇒省略可  
関係法令⇒省略不可    テールゲートリフターの操作の方法⇒省略不可

※その他詳細については最寄りの労働基準監督署あてお問い合わせください。

3

運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます

R5.10.1  
施行

走行のための運転位置とテールゲートリフター等の操作位置が異なる貨物自動車を運転する場合において、テールゲートリフター等を操作し、又は操作しようとしている場合は、原動機の停止義務の適用が除外されます。なお、ブレーキを確実にかける等の貨物自動車の逸走防止措置については、引き続き義務付けられることにご留意ください。また、逸走防止の観点から、可能な範囲で原動機も停止するようにしてください。



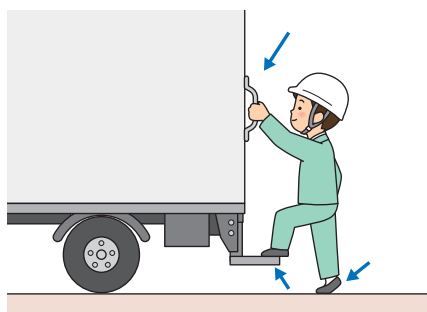
## 昇降設備の留意事項について



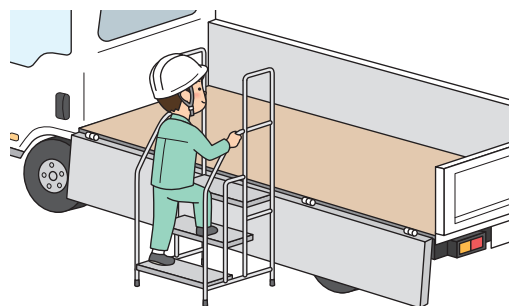
〈墜落のリスクが高い〉

〈望ましい〉

貨物自動車に設置されているステップで突出していないもの（上から見たときにステップが見えない等）は、墜落・転落するリスクが高いため、より安全な昇降設備を設置するようにしてください。



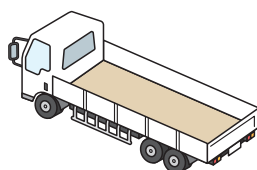
貨物自動車に設置されている昇降用のステップについては、可能な限り乗降グリップがあり、三点支持等により安全に昇降できる形式のものとしてください。



可搬式の踏み台等の例

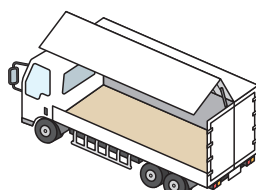
## 新たに保護帽の着用が必要となるトラックの種類（最大積載量 2 トン以上 5 トン未満のもの）

### 保護帽の着用が必要となるもの

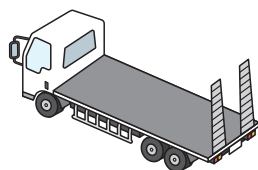


平ボディ車

（荷台の側面が構造上開閉できるものの例）

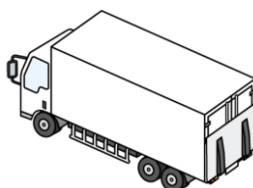


ウイング車



建機運搬車

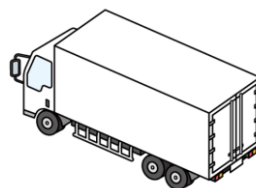
（荷台の側面が構造上開放されているものの例）



バン

（テールゲートリフターが設置されているもの）

### 適用されないもの



バン

（テールゲートリフターが設置されていないもの）

※墜落・転落の危険のある作業において保護帽を着用することが望ましい。

※最大積載量 5 トン以上のトラックについては、トラックの種類にかかわらず保護帽の着用が必要です。

## テールゲートリフターの種類



アーム式



垂直式



後部格納式

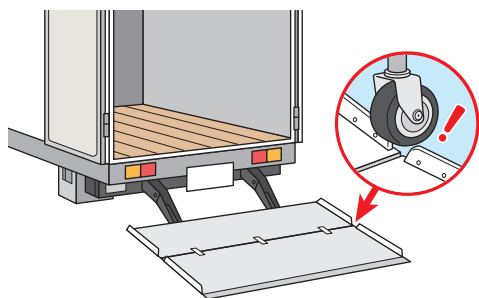


床下格納式

メーカー固有の商品名にかかわらず、労働安全衛生規則においては、貨物自動車の荷台の後部に設置された動力により駆動されるリフトが規制の対象になります。

## その他、気をつけていただきたい事

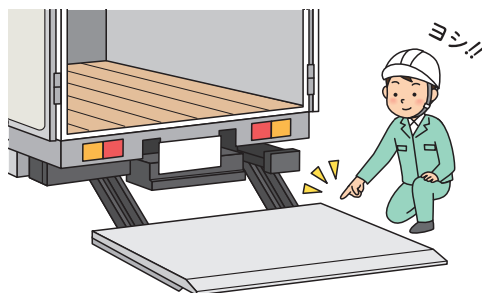
### 【床下格納式におけるサイドストッパーの隙間についての注意事項】



折り畳み部周辺のサイドストッパーに隙間が生じるので、隙間から車輪が脱輪しないよう、注意してください。

### 【テールゲートリフターの点検について】

テールゲートリフターについては、安衛則第151条の75に基づき作業開始前に点検を行ってください。



#### 【点検項目の例】

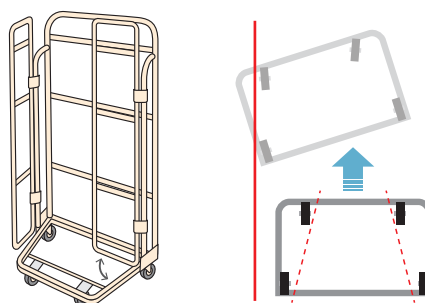
- ①正常に動作するか、異音がないか
- ②部材に亀裂、損傷、変形等がないか
- ③油圧系統に接手のゆるみや油漏れ等がないか
- ④スイッチは正常に動作するか、電気系統に異常はないか

### 【ロールボックスパレットの不具合を確認したとき】



ロールボックスパレットの不具合を確認した場合は、速やかに所有者又は荷主に報告し、対応を協議してください。

### 【U字型ロールボックスパレットについて】



短辺側をストッパーに当てると斜め配置になり、転倒や荷崩れにつながるおそれがありますので、逸走防止措置を確実に講じてください。



厚生労働省では、陸上貨物運送事業における労働災害を防止するため、以下のガイドラインを公表しております。  
法令に定める事項のほか同ガイドラインに定める措置についても積極的な取組を進めていただきますようお願いいたします。

## 陸上貨物運送事業における荷役作業の 安全対策ガイドライン

陸運業に従事する労働者の荷役作業での労働災害を防止するために、**荷役作業場所における安全の確保等**、陸運事業者、荷主、配送先、元請事業者などが取り組むべき事項を示したもの。



▲詳細はこちらをご覧ください

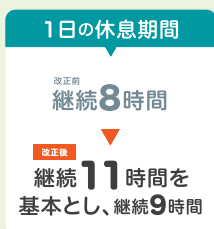
## 交通労働災害防止のためのガイドライン

交通労働災害の防止を図るための指針として、**安全な走行ができない可能性が高い発注の禁止等**、事業者や運転者の責務と、荷主、元請事業者等による配慮事項等を示したもの。



▲詳細はこちらをご覧ください

## ●令和6年(2024年)4月からトラック運転者の改善基準告示を改正！



▲詳細はこちらをご覧ください

発荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへ

## ●長時間の恒常的な荷待ちを改善しましょう

トラック運転者の長時間労働や過労の要因となるため、**長時間の荷待ちを発生させない**よう努めましょう。

### 取り組み例

- ・納品時間の指定を柔軟にする
- ・納品を特定の曜日・時間帯に集中させない
- ・積込場所を分散し1か所当たりの車両台数を減らす
- ・パレットを用いるなどで荷役作業の時間を短縮する
- ・注文からお届けまでの期間に余裕をもたせる

詳細はこちらをご覧ください▶

「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」  
厚生労働省・国土交通省・公益社団法人  
全日本トラック協会 (2019/08)



改正安衛則の本文や施行通達など、詳しい内容につきましては、  
厚生労働省ホームページからご覧いただけます。

ご不明点は、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。

### ■労働基準監督署一覧

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/location.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/location.html)

労基署 所在案内 検索



# 建設工事従事者の安全及び健康の確保のために 安全衛生経費の適切な支払いが必要です

建設業における労働災害の発生状況は、長期的に減少傾向にあるものの、いわゆる一人親方等を含めた建設工事従事者全体では、墜落災害をはじめとする建設工事の現場での災害により、年間約400人もの尊い命が亡くなっています。

労働安全衛生法は元請負人及び下請負人に労働災害防止対策を義務づけており、それに要する経費は元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものです。建設工事請負契約はこの経費を含む金額で締結することが必要です。

## ●労働災害防止対策の実施者及び経費負担者の明確化の流れ

### (1) 元請負人による見積条件の提示

元請負人は、見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化し、下請負人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、かつ、その経費を適正に見積もることができるようにしなければなりません。

### (2) 下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示

下請負人は、元請負人から提示された見積条件をもとに、自らが負担することとなる労働災害防止対策に要する経費を適正に見積った上、元請負人に提出する見積書に明示する必要があります。

### (3) 契約交渉

元請負人は、「労働災害防止対策」の重要性に関する意識を共有し、下請負人から提出された労働災害防止対策に要する経費が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第18条を踏まえ、対等な立場で契約交渉をしなければなりません。

### (4) 契約書面における明確化

元請負人及び下請負人は、契約内容の書面化に際して、契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分を記載し明確化するとともに、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費については、他の経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示することが必要です。

国土交通省では、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われるよう、令和4年度より、学識経験者、建設関係団体等のご協力を得て「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」を設置し、安全衛生対策項目の確認表、安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及に向けた取組を進めています。「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」での議論や成果等は、順次、以下のHPで公表します。



[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/anzenisei.html](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzenisei.html)

【問合せ先】

(足場からの墜落防止措置) お近くの**労働局**又は**労働基準監督署**にお問い合わせください。

## ■労働基準監督署一覧

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/location.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/location.html)

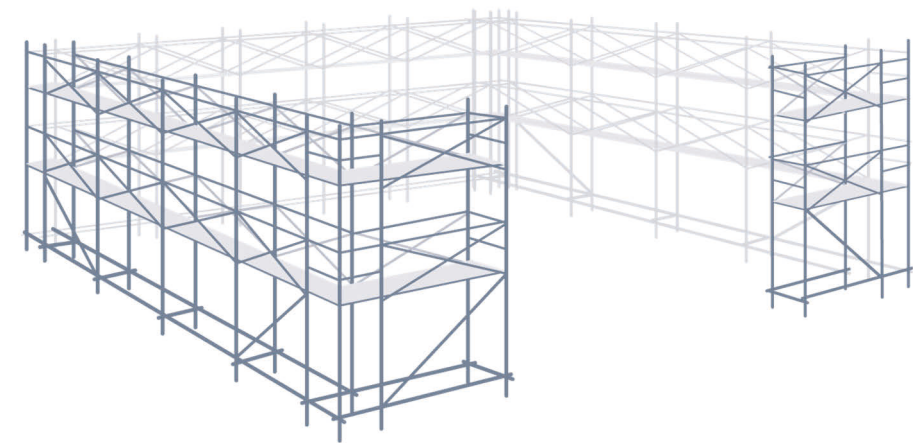
労働局 所在案内 検索



(安全衛生経費について) 国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室  
電話番号：03(5253)8111(内線24813/24816)

# 足場からの墜落防止措置が 強化されます

## ●改正労働安全衛生規則 令和5年10月1日から順次施行 ●



厚生労働省では足場に関する法定の墜落防止措置を定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置を強化しました。令和5年10月1日(一部規定は令和6年4月1日)から順次施行します。

## 改正のあらまし

1

### 一側足場の使用範囲が明確化されます

幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。

2

### 足場の点検時には点検者の指名が必要になります

事業者及び注文者が足場の点検(つり足場を含む。)を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。

3

### 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。

また、労働災害防止対策を確実に実施するため、安全衛生経費については適切に確保してください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



1

## 一側足場の使用範囲が明確化されます

安衛則第561条の2（新設）

R6.4.1  
施行

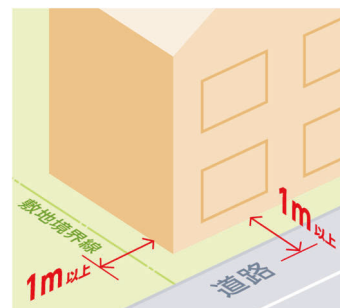
令和6年4月1日以降、幅が1メートル以上の箇所※において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する必要があります。なお、幅が1メートル未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用してください。

つり足場の場合や、障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは本足場を使用しなくても差し支えありません。

※足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外面を起点としたはり間方向の水平距離が1メートル以上ある箇所のこと。

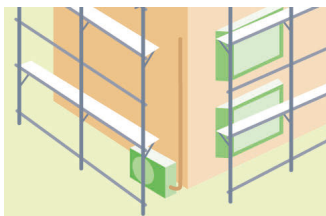
### ●「幅が1メートル以上の箇所」に関する留意点

足場設置のため確保した幅が1メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等については含まれません。なお、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が1メートル以上の箇所」を確保してください。

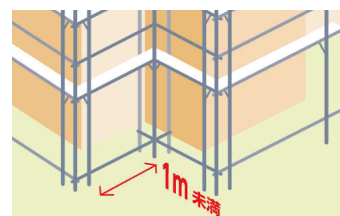


### ●「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」とは

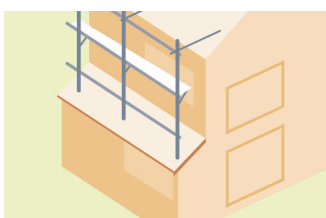
- 足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を2本設置することが困難なとき



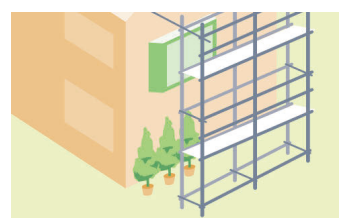
- 建築物の外面の形状が複雑で、1メートル未満ごとに隅角部を設ける必要があるとき



- 屋根等に足場を設けるとき等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を2本設置することが困難なとき



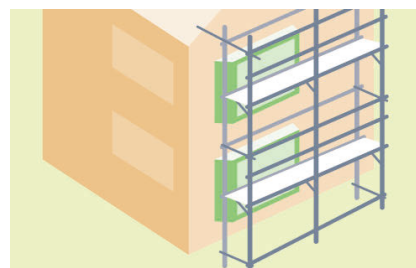
- 本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔※が広くなり、墜落・転落災害のリスクが高まる



※足場の使用に当たっては建築物等と足場の作業床との間隔が30センチメートル以内とすることが望ましいです。

#### <留意点>

足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があるとき等において、建地の一部を1本とする場合は、足場の動揺や倒壊を防止するのに十分な強度を有する構造としなければなりません。



※図はイメージ。分かり易くするため足場は簡略化して図示しています。

2

## 足場の点検時には点検者の指名が必要になります

安衛則第567条、第568条、第655条

R5.10.1  
施行

事業者又は注文者が足場の点検を行う際は、点検者を指名しなければなりません。

### ●指名の方法

点検者の指名の方法は「書面で伝達」「朝礼等に際し口頭で伝達」「メール、電話等で伝達」「あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達」等、点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行ってください。

### ●点検者について

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検は、

- 足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者
- 労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
- 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者
- 建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者

等十分な知識・経験を有する者を指名することが適切であり、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

3

## 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

安衛則第567条、第655条

R5.10.1  
施行

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検後に2で指名した点検者の氏名を記録及び保存しなければなりません。

#### <留意点>

足場の点検後の記録及び保存に当たっては、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。



# CONSTRUCTION INDUSTRY 建設業

## 時間外労働の上限規制 わかりやすい解説







# 労働基準法における労働時間の定め

労働時間は労働基準法によって  
上限が定められており、  
労使の合意に基づく所定の手続きをとらなければ、  
これを延長することはできません。

## 労働時間の定め

### 労働時間・休日に関する原則

法律で定められた  
労働時間の限度

1日 **8** 時間および1週 **40** 時間

法律で  
定められた休日

毎週少なくとも **1** 回

これを超えるには、

**36協定の  
締結・届出**

が必要です。

労働基準法では、労働時間は原則として、1日8時間・1週40時間以内とされています。これを「法定労働時間」といいます。  
また、休日は原則として、毎週少なくとも1回与えることとされています。これを「法定休日」といいます。

法定労働時間を超えて労働者に時間外労働をさせる場合や法定休日に労働させる場合には、

- 労働基準法第36条に基づく労使協定（36（サブロク）協定）の締結
  - 36協定の所轄労働基準監督署長への届出
- が必要です。

36協定では、「時間外労働を行う業務の種類」や「時間外労働の上限」などを決めなければなりません。

## 36協定で定める時間外労働及び休日労働について留意すべき事項に関する指針

時間外労働、休日労働を適正なものとすることを目的として、  
36協定で定める時間外労働および休日労働について  
留意していただくべき事項に関して策定された指針です。

36協定の締結に当たっては、  
この指針の内容に留意してください。

詳しくはこちら



# 時間外労働の上限規制

くらし、はたらき、  
ともにススめ！

時間外労働の上限規制については、働き方改革関連法による改正後の労働基準法により法定化され、2019(平成31)年4月1日(中小企業は2020(令和2)年4月1日)から順次施行されており、建設の事業では、2024(令和6)年4月1日から適用されています。

**時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間(限度時間)となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができません。**

**臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合(特別条項)でも、以下を守らなければなりません。**

- 時間外労働が年720時間以内
- 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
- 時間外労働と休日労働の合計が2～6か月平均80時間以内
- 時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6回が限度

**！ 特別条項の有無に関わらず、1年を通して常に、時間外労働と休日労働の合計は、月100時間未満、2～6か月平均80時間以内にしなければなりません。**

※例えば時間外労働が月45時間以内に収まって、特別条項の対象にはならない場合であっても、時間外労働=44時間、休日労働=56時間、のように合計が月100時間以上になると法律違反となります。

**建設の事業のうち、災害時における復旧および復興の事業に限り、次の規定が適用されません。(労働基準法第139条第1項)**

- 時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満
- 時間外労働と休日労働の合計が2～6か月平均80時間以内

※「時間外労働が年720時間以内」および「時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6回が限度」という規定は、災害時における復旧および復興の事業の場合であっても適用されます。

## 上限規制のイメージ

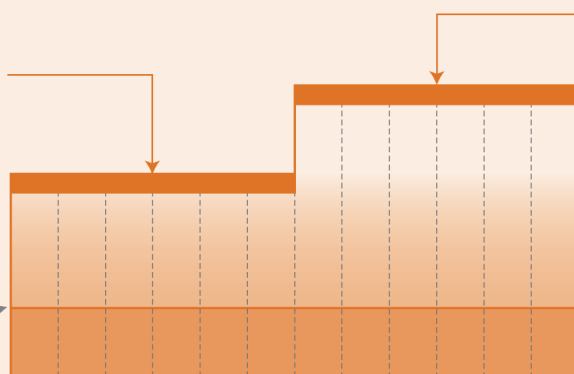
### 法律による上限(原則)

#### 限度時間

- ✓ 月45時間
- ✓ 年360時間

#### 法定労働時間

- ✓ 1日8時間
- ✓ 1週40時間



1年間 = 12か月

### 法律による上限 (特別条項/年6回まで)

- ✓ 年720時間
- ✓ 複数月平均80時間※
- ✓ 月100時間未満※

※休日労働を含む。



## 労働基準法第33条第1項

労働基準法第33条第1項の「災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合」に該当する場合には、労働基準監督署長に許可申請等(※)を行うことにより、36協定で定める限度とは別に時間外労働、休日労働を行わせることができます。その場合、時間外労働の上限規制はかかりません。

※事態急迫のために労働基準監督署長の許可を受ける暇がない場合においては、事後に遅滞なく届け出なければなりません。

### 労働基準法第33条第1項の許可基準 (災害その他避けることのできない事由によって、 臨時の必要がある場合：令和元年6月7日付け基発0607第1号)

労働基準法第33条第1項は、災害、緊急、不可抗力その他客観的に避けることのできない場合の規定であるからその臨時の必要の限度において厳格に運用すべきものであって、その許可または事後の承認は、概ね次の基準によって取り扱うこと。

- ① 単なる業務の繁忙その他これに準ずる経営上の必要は認めないこと。
- ② 地震、津波、風水害、雪害、爆発、火災等の災害への対応(差し迫ったおそれがある場合における事前の対応を含む。)、急病への対応その他の人命または公益を保護するための必要は認めること。例えば、災害その他避けることのできない事由により被害を受けた電気、ガス、水道等のライフラインや安全な道路交通の早期復旧のための対応、大規模なりコール対応は含まれること。
- ③ 事業の運営を不可能ならしめるような突発的な機械・設備の故障の修理、保安やシステム障害の復旧は認めるが、通常予見される部分的な修理、定期的な保安は認めないこと。例えば、サーバーへの攻撃によるシステムダウンへの対応は含まれること。
- ④ ②および③の基準については、他の事業場からの協力要請に応じる場合においても、人命または公益の確保のために協力要請に応じる場合や協力要請に応じないことで事業運営が不可能となる場合には、認めること。

### 許可基準の考え方(令和元年6月7日付け基監発0607第1号)の概要

- ① 許可の対象には、災害その他避けることのできない事由に直接対応する場合に加えて、当該事由に対応するに当たり、必要不可欠に付随する業務を行う場合が含まれる。

具体的には、例えば、事業場の総務部門において、当該事由に対応する労働者の利用に供するための食事や寝具の準備をする場合や、当該事由の対応のために必要な事業場の体制の構築に対応する場合等が含まれる。

- ② 「雪害」については、道路交通の確保等人命または公益を保護するために除雪作業を行う臨時の必要がある場合が該当する。具体的には、例えば、安全で円滑な道路交通の確保ができないことにより通常の社会生活の停滞を招くおそれがあり、国や地方公共団体等からの要請やあらかじめ定められた条件を満たした場合に除雪を行うこととした契約等に基づき除雪作業を行う場合や、人命への危険がある場合に住宅等の除雪を行う場合のほか、降雪により交通等の社会生活への重大な影響が予測される状況において、予防的に対応する場合が含まれる。

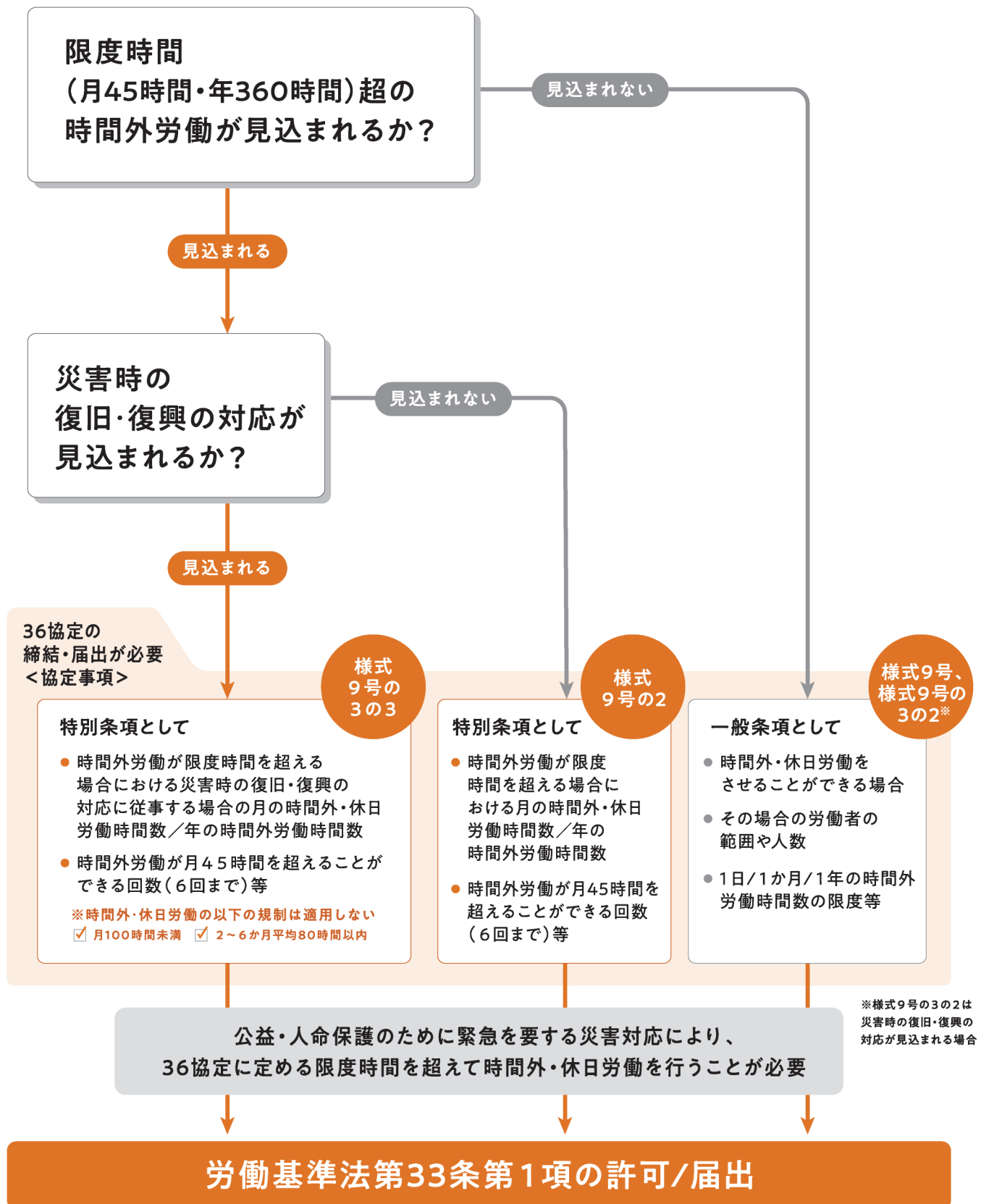
- ③ 「ライフライン」には、電話回線やインターネット回線等の通信手段が含まれる。

- ④ 許可基準に定めた事項はあくまでも例示であり、限定列举ではなく、これら以外の事案についても「災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合」となることもあり得る。

例えば、「他の事業場からの協力要請に応じる場合」について、国や地方公共団体からの要請も含まれる。そのため、例えば、災害発生時において、国の依頼を受けて避難所避難者へ物資を緊急輸送する業務が含まれる。

# 手続フローチャート

くらし、はたらき、  
ともにススム！



※緊急時であっても、可能な限り時間外・休日労働は36協定の範囲内とすること。



- 36協定の届出は電子申請でも行うことができます。
- (任意)の欄は、記載しなくても構いません。

36協定の届出は、記名押印又は署名など労使双方の合意があることが必要です。必要事項の記載があれば、協定届様式以外の形式でも届出できます。

36協定の届出は、記名押印又は署名など労使双方の合意があることが必要です。必要事項の記載があれば、協定届様式以外の形式でも届出できます。

事業場(工場、支店、営業所等)  
ごとに協定してください。

様式第9号(第16条第1項関係)

土木工事業

〇〇建設株式会社 〇〇営業所

事業の種類

事業の名称

事業の所在地(電話番号)

協定の有効期間

この協定が有効となる期間を定めてください。1年とすることが望ましいです。

〇〇〇〇年4月1日から1年間

事業の所在地(電話番号)

(〒 〇〇〇 〇〇〇〇) 〇〇市〇〇町1-2-3 (電話番号: 〇〇〇- 〇〇〇〇- 〇〇〇〇)

事業の種類

労働者数 (満18歳以上の者)

所定労働時間 (1日) (任意)

1日

延長することができる時間数

1箇月(①については45時間まで、②については42時間まで)

1年(①については360時間まで、②については320時間まで)

突発的な仕様変更による納期の切迫

現場作業

10人

7.5時間

3時間

3.5時間

30時間

40時間

250時間

370時間

臨時の受注対応

施工管理

3人

7.5時間

2時間

2.5時間

15時間

25時間

150時間

270時間

機械、工具の故障等への対応

現場管理

3人

7.5時間

2時間

2.5時間

15時間

25時間

150時間

270時間

月末の決算事務

経理事務員

5人

7.5時間

3時間

3.5時間

20時間

30時間

200時間

320時間

工程変更

施工管理

3人

7.5時間

3時間

3.5時間

20時間

30時間

200時間

320時間

事由は具体的に定めてください。

業務の範囲を細分化し、明確に定めてください。

1日の法定労働時間を超える時間数を定めてください。

1か月の法定労働時間を超える時間数を定めてください。①は45時間以内、②は42時間以内です。

1年の法定労働時間を超える時間数を定めてください。①は360時間以内、②は320時間以内です。

休日労働をさせる必要のある具体的事由

業務の種類

労働者数 (満18歳以上の者)

所定休日 (任意)

法定休日の数

休日における始業及び終業の時刻

臨時の受注対応

施工管理

3人

土日祝日

1か月に1日

8:30～17:30

時間外労働と法定休日労働を合計した時間数は、月100時間未満、2～6か月平均80時間以内。

機械、工具の故障等への対応

現場管理

3人

土日祝日

1か月に1日

8:30～17:30

時間外労働と法定休日労働を合計した時間数は、月100時間未満、2～6か月平均80時間以内。

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えないこと。

☒ (チェックボックスに要チェック)

協定の当事者である労働組合(事業者の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の

労働者の過半数を

協定書を兼ねる場合には、労働者代表の署名または記名・押印などが必要です。

☒ 要チェックのこと。

☒ 手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。  
(チェックボックスに要チェック)

0000年 3月 15日

職名 代表取締役

記名・押印などが必要です。

対象期間が3か月を  
超える1年単位の変  
形労働時間制が適  
用される労働者につ  
いては、②の欄に記  
載してください。

労働者の過半数で組織する労働組合が無い場合には、36協定の締結をする者を選ぶことを明確にした上で、投票、拳手等の方法で労働者の過半数代表者を選出し、選出方法を記載してください。使用者による指名や、使用者の意向に基づく選出は認められません。チェックボックスにチェックがない場合には、形式上の要件に適合している協定届とはなりません。

36協定届の記載例(限度時間を超える時間外労働が見込まれ、災害時の復旧・復興の対応が見込まれない場合) (特別条項)(様式第9号の2(第16条第1項関係))

- 臨時的に限度時間を超えて労働させる場合には様式第9号の2の協定届の届出が必要です。
- 様式第9号の2は、☒ 限度時間内の時間外労働についての届出書(1枚目)と、☒ 限度時間を超える時間外労働についての届出書(2枚目)の2枚の記載が必要です。
- 1枚目の記載については、前ページの記載例を参照ください。

2枚目表面

様式第9号の2 (第16条第1項関係)

時間外労働  
休日労働

| 業務の種類                     | 労働者数<br>(満18歳以上の者) | 1日<br>(任意)                  | 1箇月<br>(時間外労働及び休日労働を合算した時間数、100時間未満に限る。) |                             |                             | 1年<br>(時間外労働のみの時間数、720時間以内に限る。) |                         |
|---------------------------|--------------------|-----------------------------|------------------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|---------------------------------|-------------------------|
|                           |                    |                             | 延長することができる時間数<br>及び休日労働の時間数              | 延長することができる時間数<br>及び休日労働の時間数 | 延長することができる時間数<br>及び休日労働の時間数 | 起算日<br>(年月日)                    | 〇〇〇〇年4月1日               |
| 臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合 | 労働者の種類<br>(以上)     | 延長することができる時間数<br>及び休日労働の時間数 | 法定労働時間を<br>超える時間数<br>(任意)                | 法定労働時間を<br>超える時間数<br>(任意)   | 法定労働時間を<br>超える時間数<br>(任意)   | 限度時間を<br>超える時間数<br>(任意)         | 限度時間を<br>超える時間数<br>(任意) |
|                           |                    |                             | 法定労働時間を<br>超える時間数<br>(任意)                | 法定労働時間を<br>超える時間数<br>(任意)   | 法定労働時間を<br>超える時間数<br>(任意)   |                                 |                         |
|                           |                    |                             | 法定労働時間を<br>超える時間数<br>(任意)                | 法定労働時間を<br>超える時間数<br>(任意)   | 法定労働時間を<br>超える時間数<br>(任意)   |                                 |                         |
|                           |                    |                             | 法定労働時間を<br>超える時間数<br>(任意)                | 法定労働時間を<br>超える時間数<br>(任意)   | 法定労働時間を<br>超える時間数<br>(任意)   |                                 |                         |
| 突発的な仕様変更への対応              | 10人                | 6時間                         | 6.5時間                                    | 4回                          | 60時間                        | 70時間                            | 550時間                   |
| 納期ひっ迫への対応                 | 10人                | 6時間                         | 6.5時間                                    | 3回                          | 60時間                        | 70時間                            | 500時間                   |
| 大規模な施行トラブル対応              | 3人                 | 6時間                         | 6.5時間                                    | 3回                          | 55時間                        | 65時間                            | 450時間                   |

労働者代表者に対する事前申し入れ

(該当する番号)  
①、③、⑩  
(具体的な内容)  
対象労働者への医師による面接指導の実施、  
対象労働者に11時間の勤務間インターバルを設け、職場での時短対策会議の開催

限度時間を超えて労働させる場合における手続  
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置  
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。  
(チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 〇〇〇〇年 3月 12日  
協定の当事者である労働組合(事業者の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の氏名 山田花子  
協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法 (投票による選挙)  
上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であることを明らかにして実施される投票、  
(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をすることを明らかにして実施される投票、  
拳手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。  
(チェックボックスに要チェック)

(健康確保措置)  
〇 〇 労働基準監督署長殿  
使用 代表取締役 田中太郎  
氏名 田中太郎

- ① 医師による面接指導 ② 深夜業(22時～5時)の回数制限 ③ 終業から始業までの休息時間の確保(勤務間インターバル) ④ 代償休日・特別な休暇の付与 ⑤ 健康診断
- ⑥ 連続休暇の取得 ⑦ 心とからだの相談窓口の設置 ⑧ 配置転換 ⑨ 産業医等による助言・指導や保健指導 ⑩ その他





36協定届の記載例(限度時間を超える時間外労働が見込まれ、災害時の復旧・復興の対応が見込まれる場合) 様式9号の3の3(第70条関係)

## 2枚目表面

様式第9号の3の3(第70条関係)

時間外労働  
休日労働

[illegible]





# 上限規制への対応

令和6年4月から適用されている時間外労働の上限規制では、  
36協定で定める延長時間の上限だけでなく、  
休日労働も含んだ1か月間の時間外労働時間数および  
2～6か月間の平均の時間外労働時間数にも上限が設けられています。  
このため、企業においては、これまでとは異なる方法での  
労働時間管理が必要となります。

上限規制に適合した36協定を締結・届出を行った場合、次の段階として、  
36協定に定めた内容を遵守するよう、日々の労働時間を管理する必要があります。  
ここでは、労働時間の管理において必要なポイントを整理します。

## Check Point

- 1 「1日」「1か月」「1年」のそれぞれの時間外労働が、  
36協定で定めた時間を超えないこと。
  - ✓ 36協定で定めた「1日」の時間外労働の限度を超えないよう日々注意してください。
  - ✓ また、日々および月々の時間外労働の累計時間を把握し、  
36協定で定めた「1か月」「1年」の時間外労働の限度を超えないよう注意してください。
- 2 休日労働の回数・時間が、36協定で定めた回数・時間を超えないこと。
- 3 特別条項の回数（＝時間外労働が限度時間を超える回数）が、  
36協定で定めた回数を超えないこと。
  - ✓ 月の時間外労働が限度時間を超えた回数（＝特別条項の回数）の年度の  
累計回数を把握し、36協定で定めた回数を超えないよう注意してください。
- 4 月の時間外労働と休日労働の合計が、毎月100時間以上にならないこと。
- 5 月の時間外労働と休日労働の合計がどの2～6か月の平均をとっても、  
1月当たり80時間を超えないこと。

！ 例えば、時間外労働と休日労働を合計して80時間を超える月が  
全くないような事業場であれば、1～3のポイントだけ守ればよいことになります。

## 労働基準法の「労働時間」の考え方

- 労働基準法における労働時間とは、使用者の指揮命令下にある時間のことをいいます。  
使用者の明示または黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たります。
- 労働者を必ずしも現実に活動させていなくとも、  
使用者の指揮命令下にある時間であれば労働時間に当たります。
- 労働時間か否かは個別判断になりますが、  
労働時間の考え方そのものは、業種によって異なるものではありません。

## 「労働時間になるか」が問題になりやすいケース

### ○ いわゆる「手待時間」

使用者の指示があった場合には即時に業務に従事することを求められており、労働から離れることが保障されていない状態で待機等している時間（いわゆる「手待時間」）は、労働時間に当たります。

※例えば、急な需要に備えて自宅待機を命じる場合、待機時間の自由利用が労働者に保障されていないときは労働時間に当たりますが、緊急対応の頻度が少なく、自宅待機中に食事や入浴などの日常的な活動や、外出をすることが特段規制されていないなど、実質的に使用者の指揮命令下にあるとはいえないときは、一般的には労働時間に当たらないとされています。

### ○ 移動時間

直行直帰や、移動時間については、移動中に業務の指示を受けず、業務に従事することもなく、移動手段の指示も受けず、自由な利用が保障されているような場合には、労働時間に当たりません。

※例えば、次のような場合は、一般的に労働時間に当たるとされています。

- ・移動手段として、社用車に乗り合いで現場に向かうこと等が指示されている場合
- ・現場に移動する前に会社に集合して資材の積み込みを行うことや、現場から会社に戻った後に道具清掃、資材整理を行うことが指示されている場合
- ・移動の車中に使用者や上司も同乗し、打合せが行われている場合

### ○ 着替え、作業準備等の時間

使用者の指示により、就業を命じられた業務に必要な準備行為（着用を義務付けられた所定の服装への着替え等）や業務終了後の業務に関連した後始末（清掃等）を事業場内において行う時間は、労働時間に当たります。

（労働時間となる例）

- ① 作業開始前の朝礼の時間、② 作業開始前の準備体操の時間、③ 現場作業終了後の掃除時間

### ○ 安全教育などの時間

参加することが業務上義務付けられている研修や教育訓練を受講する時間は、労働時間に当たります。

（労働時間となる例）

- ① 新規入場者教育の時間、② KYミーティングの時間



# 建設業のQ&Aについて

## Question 1

Q

**労働基準法(以下「法」という。)第139条第1項の「災害時における復旧及び復興の事業」の範囲はどのようなものですか。**

法第139条第1項の「災害時における復旧及び復興の事業」とは、災害により被害を受けた工作物の復旧および復興を目的として発注を受けた建設の事業をいい、工事の名称等にかかわらず、特定の災害による被害を受けた道路や鉄道の復旧、仮設住宅や復興支援道路の建設などの復旧および復興の事業が対象となります。

例えば、

A

- 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)の適用を受ける災害復旧事業(関連事業等を含む。)
  - 国や地方自治体と締結した災害協定(事業者団体が締結当事者である等、建設事業者が災害協定の締結当事者になっていない場合も含む。)に基づく災害の復旧の事業
  - 維持管理契約内で発注者(民間発注者も含む。)の指示により対応する災害の復旧の事業
  - 複数年にわたって行う復興の事業等
- などについても対象となります。

## Question 2

Q

**法第139条第1項の「災害時における復旧及び復興の事業」に関する規定を適用するためには、様式9号の3の2(特別条項を設ける場合は、様式9号の3の3)で36協定を締結し届け出る必要がありますか。**

法第139条第1項の「災害時における復旧及び復興の事業」に関する規定を適用するためには、様式9号の3の2または9号の3の3による36協定の締結・届出を行っている必要があります。

A

そのため、様式9号の2による36協定の締結・届出のみを行っていて、これらの36協定を締結していない場合には、法第139条第1項の「災害時における復旧及び復興の事業」に関する規定を適用することはできません。

このことを踏まえて、それぞれの事業場における業務の実情に見合った様式を用いて、36協定の締結・届出を行う必要があります。

## Question 3

Q

**「災害時における復旧及び復興の事業」のみに従事した月について、時間外労働と休日労働の合計で、1か月100時間未満とする要件(法第36条第6項第2号)、2～6か月平均80時間以内とする要件(法第36条第6項第3号)は、どのように適用されますか。**

「災害時における復旧及び復興の事業」のみに従事した月については、時間外労働と休日労働の合計で、1か月100時間未満とする要件(法第36条第6項第2号)と2～6か月平均80時間以内とする要件(法第36条第6項第3号)は、適用されません。したがって、当該月については、2～6か月平均80時間以内とする要件(法第36条第6項第3号)の算定期間の6か月から除外されます。

A

なお、「災害時における復旧及び復興の事業」であっても、時間外労働が月45時間を超える月は6回まで、時間外労働は年720時間以内とする要件は適用されます。

そのため、法第139条第1項が適用される労働時間については、通常の労働時間と分けられるよう管理する必要があります。

## Question 4

Q

ある月に①一般の工事と②「災害時における復旧及び復興の事業」に該当する工事の両方に従事した場合について、時間外労働と休日労働の合計で、1か月100時間未満とする要件（法第36条第6項第2号）、2～6か月平均80時間以内の要件（法第36条第6項第3号）は、どのように適用されますか。

A

時間外労働と休日労働の合計で、1か月100時間未満とする要件（法第36条第6項第2号）および2～6か月平均80時間以内とする要件（法第36条第6項第3号）については、②「災害時における復旧及び復興の事業」に該当する工事に従事した時間については適用されず、①一般の工事に従事した時間のみに適用されます。

なお、時間外労働が月45時間を超える月は6回まで、時間外労働は年720時間以内とする要件は、①および②の両方の時間について適用されます。

## Question 5

Q

時間外労働の上限規制に違反した場合、どのような罰則がありますか。

A

時間外労働を行わせるためには、36協定の締結・届出が必要です。

36協定を締結せずに、あるいは、締結しても届出せずに時間外労働をさせた場合や、36協定で定めた時間を超えて時間外労働をさせた場合には、法第33条第1項に該当する場合を除き、法第32条違反として、6か月以下の懲役または30万円以下の罰金という罰則が定められています。

また、36協定で定めた時間数にかかわらず、

- 時間外労働と休日労働の合計時間が1か月100時間以上となった場合
- 時間外労働と休日労働の合計時間が2～6か月平均80時間を超えた場合

には、法第139条第1項に該当する場合を除き、法第36条第6項違反として、6か月以下の懲役または30万円以下の罰金という罰則が定められています。

## Question 6

Q

法第139条第1項と、法第33条第1項は、具体的にどのような違いがありますか。

A

法第139条第1項と、法第33条第1項は、いずれも時間外労働の上限規制の例外に関する規定ですが、適用に当たっての要件や、時間外労働の上限規制の取扱いなどに次のような違いがあります。

なお、いずれの場合でも、時間外・休日労働に対する割増賃金の支払いや、時間外・休日労働が1か月80時間を超える等した場合の労働安全衛生法第66条の8第1項に基づく医師による面接指導の実施は必要です。

|          | 法第139条第1項                                                                                                                                                                                                                                                            | 法第33条第1項                                     |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 対象       | 災害時における復旧および復興の事業<br>(建設の事業に限る)                                                                                                                                                                                                                                      | 災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合(建設の事業に限らない) |
| 手続       | 36協定の締結・届出                                                                                                                                                                                                                                                           | 事前の許可または事後の届出                                |
| 効果       | 36協定で定める範囲内で時間外・休日労働を行わせることができる<br>(災害時における復旧および復興の事業に限り、1か月100時間以上の特別延長時間を定めることができる)                                                                                                                                                                                | 36協定で定める延長時間とは別に、時間外・休日労働を行わせることができる         |
| 上限規制の取扱い | <p>以下は適用されない</p> <p>時間外・休日労働の合計を</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1か月100時間未満とする上限</li> <li>・2～6か月平均80時間以内とする上限</li> </ul> <p>以下は適用される</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・時間外労働を年720時間以内とする上限</li> <li>・時間外労働が1か月45時間を超える回数が年6回までとする上限</li> </ul> | いずれも適用されない                                   |



Q

**法第139条第1項と、法第33条第1項は、災害発生からの復旧・復興の事業の各段階で、具体的にはどういった使い分けになりますか。**

災害の復旧・復興に関する工事については、事業の段階を問わず、法第139条第1項の対象とすることができます。

一方、法第33条第1項については、災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要があると認められる場合に対象となるため、災害の復旧・復興工事の段階によって適用可否が異なると考えられます。

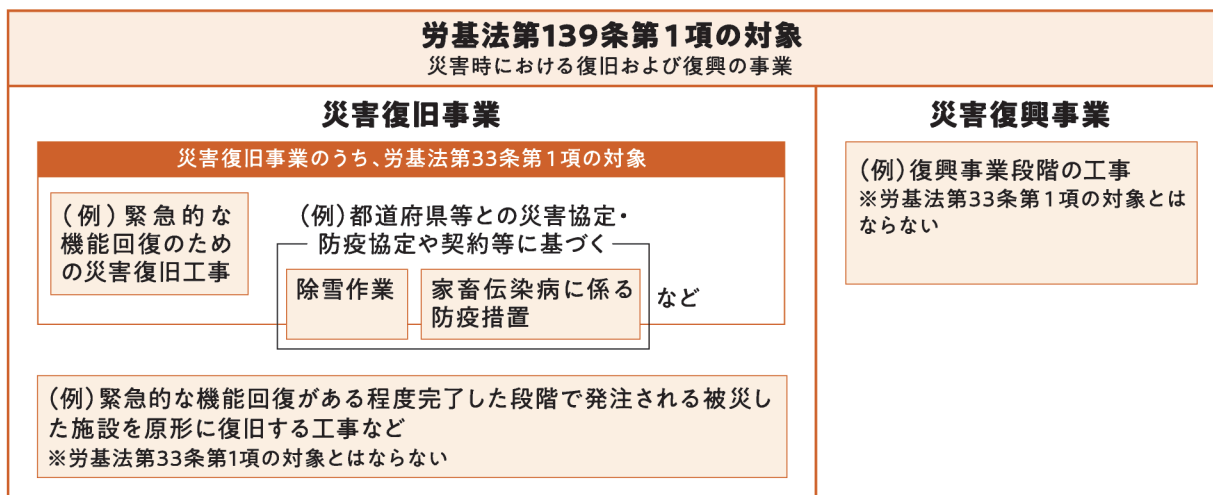
災害復旧工事のうち、例えば、自治体等からの要請によって緊急的に機能回復を図るために実施される、瓦礫撤去や、応急的な補強、破損した施設の代替施設や仮設住宅の設置（工事に先立って行われる測量調査や設計も含む）などの工事は、一般に人命や公益の確保の観点から急務であるといえますので、これによって既に締結された36協定で協定された限度時間を超えて労働させるなどの臨時の必要がある場合には、法第33条第1項の許可基準を満たすため、その必要の限度で法第33条第1項の対象となります。

一方で、緊急的な機能回復がある程度完了した段階において発注される被災した施設を原形に復旧する工事や復旧の一環として再度の災害を防止する工事などで、人命や公益の確保の観点から急務でないものは、法第33条第1項の対象になりません。

また、復興事業段階における工事は、通常は臨時の必要性が認められるものとは考えられないことから、法第33条第1項の対象になりません。

A

（イメージ図）



※図は一般的なイメージであり、労基法第33条第1項の対象となるかは、実際には上記の考え方に照らして、個別の事案ごとに判断する必要があります。

そのほか、建設の事業の時間外労働の上限規制に関するQ & A およびリーフレットは、こちらをご覧ください。

Q &amp; A



追補版Q &amp; A



リーフレット



# 適正な工期の確保

くらし、はたらき、  
ともにススム！

公共工事・民間工事を問わず、契約当事者がそれぞれの責務を果たすことが重要。

## 適正な工期の確保に向けた受発注者の責務

### 発注者の責務

- ✓ 時間外労働の上限規制を遵守して行う工期の設定に協力し、当該規制への違反を助長しないよう十分留意すること
- ✓ 各工程に遅れを生じさせるような事象等について受注者から報告を受けた場合、受発注者間で協議して必要に応じて契約変更を行うこと

### 受注者の責務

- ✓ 建設工事に従事する者が長時間労働や週休2日の確保が難しいような工事を行うことを前提とする、著しく短い工期となることのないよう、受発注者間および元請・下請間で適正な工期で請負契約を締結すること

#### 【工期に関する基準】

- ・ 適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準（令和2年7月作成）。
- ・ 令和6年4月からの建設業の時間外労働規制適用を踏まえ、規制の遵守の徹底を図るべく、同年3月に同基準を改定。



#### 【建設業法等の改正】

- ・ 令和6年6月、「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」が成立。
- ・ すでに注文者については著しく短い工期による契約が禁止されているところ、改正建設業法では、新たに受注者についても著しく短い工期による契約を禁止。



## 建設業者における取組事例紹介

適正工期を実現し、建設工事従事者の休日取得状況を改善するためには、建設業者における長時間労働是正や生産性向上に向けた取組が必要不可欠。

### 4週8休工程調整会議の開催

元請・下請間で毎月4週8休工程調整会議を開催し前月の振り返りと来月の工程調整を行っている。工程上のクリティカルパスを明確化し、土日祝日を外して工程調整を行っている。これにより工程調整が入念になり、工程誤差が減ることで、4週8休を確保できている。



### 建設ディレクターの活用

建設ディレクターという新たな職域を利用して、長時間労働になりやすい現場監督の書類作成業務の約半分を新規採用の建設ディレクターに担当させ、長時間労働の是正に取り組んでいる。建設ディレクターは、写真整理、数量計算書、出来形管理、品質管理および産廃書類等の書類関係全般を担当している。現場監督が本来の重要な業務に時間を使えるようになることで、契約、変更および完成時の業務がスムーズに行えるようにした。

「建設業における働き方改革推進のための事例集、令和5年5月、国土交通省不動産・建設経済局建設業課」より抜粋  
[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo\\_const\\_fr1\\_000001\\_00050.html](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_fr1_000001_00050.html)





# INFORMATION

## 法令・労務管理に関する相談はこちら

### 労働基準監督署

時間外労働の上限規制についてご相談に応じます。  
<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>



### 働き方改革 推進支援センター

長時間労働の是正、人手不足の解消に向けた  
人材の確保・定着、助成金の活用についてのご相談に応じます。  
<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/>



## 建設業で活用可能な主な助成金はこちら

### 働き方改革推進 支援助成金

時間外労働の上限規制に円滑に対応するため、生産性を高めながら  
労働時間の短縮等に取り組む中小企業・小規模事業者を支援します。  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/jikan/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/index.html)



### 業務改善助成金

事業場内の最低賃金を引き上げるとともに生産性向上に資する  
設備・機器の導入等を行った中小企業・小規模事業者を支援します。  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyoku/03.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyoku/03.html)



### 人材確保等 支援助成金

人材の確保・定着を目的として、魅力ある職場づくりのために  
労働環境の向上等を図る企業を支援します。  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_07843.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07843.html)



### 人材開発 支援助成金

雇用する労働者を対象に、職務に関連した専門的な知識や技能を  
習得させるための訓練等を計画に沿って実施する事業主を支援します。  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html)



## 取組事例はこちら

### 働き方改革 特設サイト

中小企業・小規模事業者等が、  
自社内の働き方改革に取り組むにあたり、  
先進的な取組を行っている中小企業・小規模事業者等の好事例を  
ご紹介していますので、貴社の働き方改革を進める際にご活用ください。  
<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/casestudy/>





## 2025年4月から事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、 以下の1、2を対象とする保護措置が義務付けられます

- 1 危険箇所等で作業に従事する労働者以外の人
- 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等

労働安全衛生法に基づく省令改正により、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、必要な措置（※）を実施することが事業者には義務付けられます。

※ 労働安全衛生法第20条、第21条及び第25条、第25条の2に関して定められている以下の4つの省令で、作業場所に起因する危険性に対処するもの（退避、危険箇所への立入禁止等、火気使用禁止、悪天候時の作業禁止）について事業者が実施する措置が対象です。

・労働安全衛生規則      ・ボイラー及び圧力容器安全規則      ・クレーン等安全規則      ・ゴンドラ安全規則

### 法令改正等の主な内容

#### 1 危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象範囲を、作業場で何らかの作業に従事する全ての者に拡大

危険箇所等で作業を行う場合に、事業者が行う以下の措置については、同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）も**対象にすることが義務付けられます**。

- 労働者に対して危険箇所等への立入禁止、危険箇所等への搭乗禁止、立入等が可能な箇所の限定、悪天候時の作業禁止の措置を行う場合、**その場所で作業を行う労働者以外の人もその対象とすること**
- 喫煙等の火気使用が禁止されている場所においては、**その場所にいる労働者以外の人についても火気使用を禁止すること**
- 事故発生時等に労働者を退避させる必要があるときは、**同じ作業場所にいる労働者以外の人をも退避させること**

#### 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知の義務化

危険箇所等で行う作業の一部を請負人（一人親方、下請業者）に行わせる場合には、以下の措置が義務づけられます。

- 立入禁止とする必要があるような危険箇所等において、例外的に作業を行わせるために労働者に保護具等を使用させる義務がある場合には、**請負人（一人親方、下請業者）に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知すること**

#### 重要

今回の改正で請負人への保護具等の使用に係る周知が義務付けられるのは、立入禁止とする必要があるような危険箇所等において例外的に作業を行わせる場面に限られますが、それ以外の場面であっても、

- ① 作業に応じた適切な保護具等を労働者に使用させることが義務付けられている場面
- ② 特定の作業手順や作業方法によって作業を行わせることが義務付けられている場面

については、事業者が作業の一部を請け負わせた請負人に対して、保護具等の使用が必要である旨や、特定の作業手順、作業方法によらなければならない旨を周知することが推奨されます。



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

都道府県労働局・労働基準監督署



令和7年6月1日に  
改正労働安全衛生規則が  
施行されます

# 職場における 熱中症対策の強化について



## 熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

### 職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが  
「初期症状の放置・対応の遅れ」

### 早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において

**死亡に至らせない  
(重篤化させない)ための  
適切な対策の実施が必要。**

### 基本的な考え方

見つける

判断する

対処する

### 現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

1

「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

対象となるのは

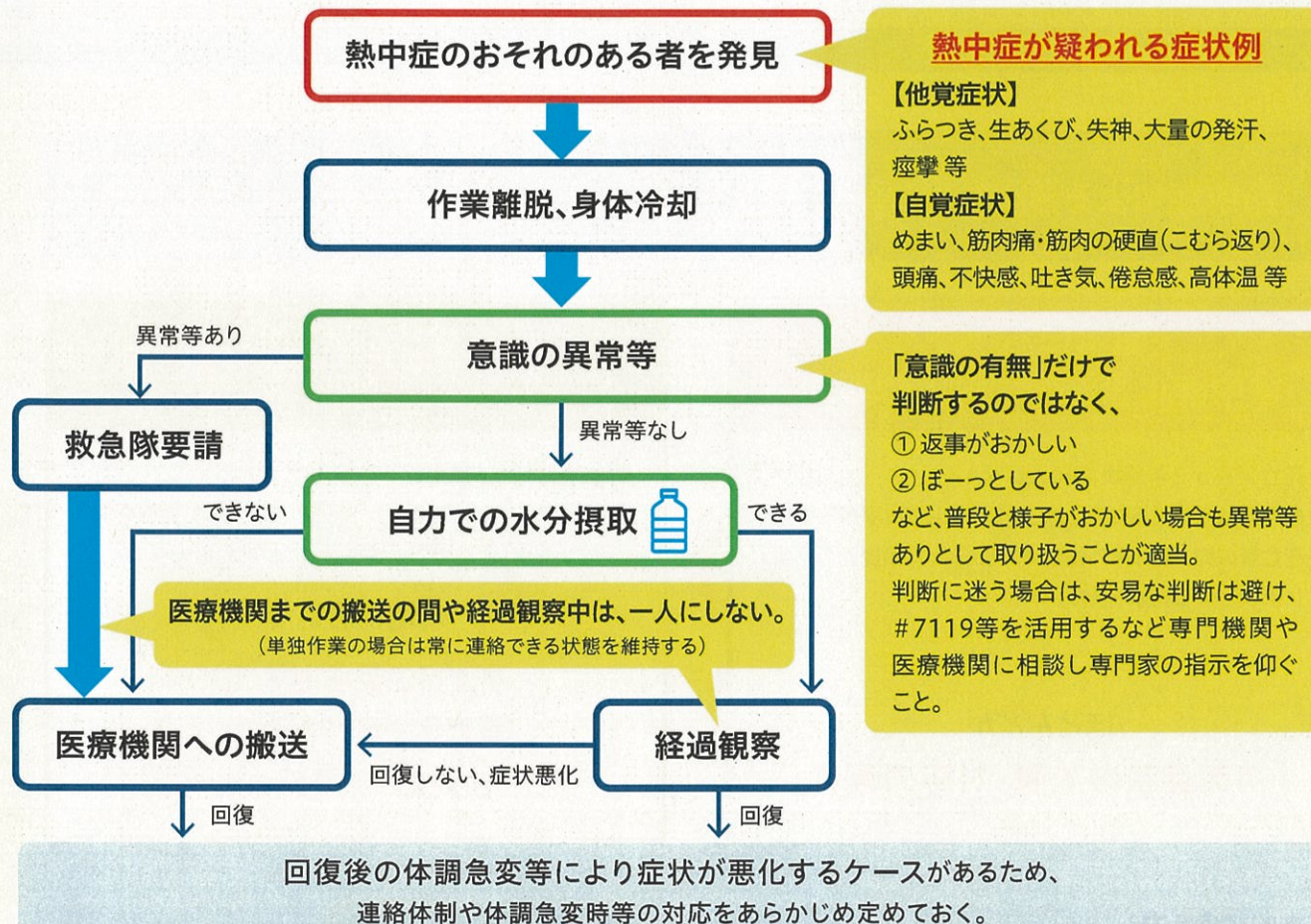
**「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で  
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業**

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。  
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとする。



## 熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



## 熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

